

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定	一	○身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定	三
○受胎調節実地指導員の指定	一	○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告	三
○保安林の指定をする予定である旨の通知	二	○右 同	四
○右 同	二	○公共測量の実施の通知	四
○右 同	二	○開発行為に関する工事の完了	四

告示

奈良県告示第二百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年九月七日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
牧野弘之	牧野眼科	橿原市曲川町七一 二〇一一一三二二	眼科（視覚障害）	平成十六年 八月二十六

奈良県告示第二百九十三号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十六年九月七日

奈良県知事 柿本善也

梶本秀和	阪奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	眼科（視覚障害）	平成十六年 八月二十六 日
大橋啓一	天理よろづ相談所 病院	天理市三島町二〇 〇番地	眼科（視覚障害）	平成十六年 八月二十六 日
山内知房	天理よろづ相談所 病院	天理市三島町二〇 〇番地	眼科（視覚障害）	平成十六年 八月二十六 日
田中有子	服部記念病院	北葛城郡上牧町上 牧四二四四	眼科（視覚障害）	平成十六年 八月二十六 日

指定証番号	住	所	氏名
四九八	天理市勾田町二二九番地		梅田 実希

奈良県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年九月七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡野迫川村大字弓手原二一六の七、二二一の四、二七九の二九、二七九の三〇、三五〇の一、三五二の三、三五九の五、三五九の七から三五九の九まで、三六〇の五から三六〇の七まで、三六二の九

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所 吉野郡野迫川村大字弓手原三六二の八

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字弓手原三六二の八（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び野迫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

奈良県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年九月七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡下北山村大字前鬼一一〇、一一一の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字前鬼一一〇（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

奈良県告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年九月七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡上北山村大字西原字ミヅノタワ一一四の一、字黒木屋迫一一一五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇黒木屋迫一一一五(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の十第一項の規定により、指定身体障害者更生施設等を次のとおり指定しました。

平成十六年九月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	指定年月日
社会福祉法人徳真会	橿原市飯高町上西殿一六	たけのこ園	橿原市飯高町上西殿一六	特定身体障害者通所授産施設	平成十六年九月一日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年九月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)株式会社万代学園前店
所在地 奈良市鶴舞東町六八四の二他
二 奈良市から聴取した意見の概要

- 1 「奈良県青少年健全育成に関する条例」を遵守すること。
- 2 青少年の健全育成活動を行っている登美ヶ丘・登美ヶ丘北及び二名中学校区の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。
- 3 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や、非行の温床とならないよう、貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。
- 4 奈良市少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に積極的に協力願いたい。
- 5 騒音等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、敷地の境界線において規制基準値を遵守するように努め、もし騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。
- 6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に行うこと。
- 7 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- 8 需用に見合う駐車場を確保すること。
- 9 廃棄物の処理にあたっては、適正な分別排出を行い、再生資源物についてはできる限りリサイクルに、廃棄物についてはできる限り減量及び適正排出に努めること。また、店内にお客が分別できる可燃・不燃・再生資源のゴミ箱を設置すること。
- 10 周辺住民等に問題が生じないように関係自治会等に対し、事業の内容の周知を図ると共に、当該工事について十分協議を行うこと。また問題が生じた場合は、事業主の責任において対応すること。
- 11 屋外広告物に変更等がある場合は奈良市屋外広告物条例を遵守すること。

三 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年九月七日から同年十月七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。
平成十六年九月七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 奈良パワーセンター
所在地 奈良市柏木町四五九他
- 二 奈良市から聴取した意見の概要
 - 1 「奈良県青少年健全育成に関する条例」を遵守すること。
 - 2 青少年の健全育成活動を行っている都跡・京西・春日・都南及び三笠中学校区の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。
 - 3 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や、非行の温床とならないよう、貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。
 - 4 奈良市少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に積極的に協力願いたい。
 - 5 騒音等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、敷地の境界線において規制基準値を遵守するように努め、もし騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。
 - 6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に行うこと。
 - 7 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
 - 8 需用に見合う駐車場を確保し、交通安全対策を講じること。
 - 9 屋外広告物について変更等がある場合は、奈良市屋外広告物条例を遵守すること。
- 三 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課
- 四 縦覧期間
平成十六年九月七日から同年十月七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。
平成十六年九月七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
 - 二 測量の地域 五條市
 - 三 測量の期間 平成十六年九月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年九月七日
- 奈良県知事 柿本善也
- 一 許可番号
平成十五年十月二十一日第七二一七五号
 - 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月三十日第六〇八八号
 - 三 開発区域に含まれる地域
吉野郡大淀町大字榎垣本六八六番地ノ一の一部、六八六番地ノ二の一部、六八七番地ノ一の一部、六九〇番地ノ一、六九二番地ノ一及び六九三番地ノ一
 - 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
吉野郡大淀町大字芦原二三七番地
羽川富雄
- ~~~~~
- 一 許可番号
平成十六年五月二十日第七四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月三十日第六〇八九号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字外山九四番地ノ一、九四番地ノ三の一部、九七番地ノ一の一部、九八番地ノ一、九八番地ノ二及び九九番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字外山九九番地
松本量三

一 許可番号

平成十六年五月二十日第七四一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月三十日第六〇八六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月三十日第三八八一号

三 開発区域に含まれる地域

五條市田園五丁目四〇番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目三番五号
大和ハウス工業株式会社 代表取締役 西川修己

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 五條市田園五丁目四〇番地の一部
下水道 五條市田園五丁目四〇番地の一部
緑地 五條市田園五丁目四〇番地の一部

一 許可番号

平成十六年六月十五日第七四一三三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月三十日第六〇八七号

三 開発区域に含まれる地域

天理市嘉幡町五九四番地ノ一、五九五番地ノ一及び七〇〇番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市志紀町一丁目一一八番地
平川商事株式会社 代表取締役 平川晴基

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。